

Press Release



平成 29 年 3 月 17 日

経営支援課金融係

(内線 2481)

創業・事業承継に係る保証料補助について

県内で創業しようとする方、及び事業承継に取り組もうとする方について、県の融資制度のうち、「新事業創出支援資金」を利用する場合に、愛媛県信用保証協会に支払う信用保証料を全額補助する制度を創設しましたので、お知らせします。

【制度の概要（事業名：新事業創出金融支援事業）】

(1) 融資対象者

「新事業創出支援資金」を借り入れようとする次の者のうち、愛媛県信用保証協会に保証残高がないもの

- ① 創業を行う個人及び創業後 5 年未満の個人、又は会社分社化を行う会社及び設立後 5 年未満の新設会社
- ② 県内で事業承継しようとする者、及び事業承継後 5 年未満の者

(2) 融資条件

- | | |
|--------|--|
| ① 資金用途 | 運転資金、設備資金 |
| ② 融資限度 | 創業： 2,500 万円（創業特例 3,000 万円）
事業承継： 運転 5,000 万円、設備 1 億円 |
| ③ 融資期間 | 創業： 運転 7 年以内（うち据置 1 年以内）
設備 10 年以内（うち据置 1 年以内）
事業承継： 創業に同じ |
| ④ 融資利率 | 創業： 年 1.50%（創業特例；年 1.30%）
事業承継： 年 1.50% |
| ⑤ 保証料率 | 創業： 年 0.8% → <u>0.0%</u>
事業承継： 年 0.35%～1.72% → <u>0.0%</u> |

(3) 平成 29 年度融資枠

創業：5 億円

事業承継：5,000 万円

(4) 取扱金融機関

伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、宇和島信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、商工組合中央金庫松山支店、みずほ銀行、三井住友銀行、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島銀行、香川銀行、高知銀行、観音寺信用金庫

(5) 実施期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

(6) その他

県の融資制度の利用には、別途、取扱金融機関及び愛媛県信用保証協会の審査が必要です。